議案第３２号

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

平成２８年６月６日提出

向日市長　安　田　　守

条例第　　号

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２８条第７号イ及び第４３条第８号イ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第１０号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参　考〉

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新　旧　対　照　表

改　　正

（設備の基準）

第２８条　　略

(1)～(7)　　略

ア及びイ　　略

階	区分	施設又は設備
略		
４階以上の階	略	略
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） ２及び３　　略

現　　行

（設備の基準）

第２８条　　略

(1)～(7)　　略

ア及びイ　　略

階	区分	施設又は設備
略		
４階以上の階	略	略
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号及び第９号を満たすものとする。） ２及び３　　略

（設備の基準）

第４３条　　略

(1)～(8)　　略

ア及びイ　　略

階	区分	施設又は設備
略		
４階以上の階	略	略
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） ２及び３　　略

（設備の基準）

第４３条　　略

(1)～(8)　　略

ア及びイ　　略

階	区分	施設又は設備
略		
４階以上の階	略	略
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号及び第９号を満たすものとする。） ２及び３　　略